

令和5年度
(2023年度)

滋賀県人権施策基本方針および
滋賀県人権施策推進計画関連施策
実施状況（概要版）



滋賀県人権啓発キャラクター ジンケンダー

滋 賀 県

はじめに

滋賀県では、すべての人が将来も持続的に「心」で豊かさを実感できるよう、すべての人に居場所と出番のある共生社会をつくることを施策の一番に掲げ、「滋賀県基本構想」や「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀総合戦略」に基づき、様々な取組を進めています。

人間としての尊厳が保障され、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現は、そうした共生社会をつくっていくうえで最も大切な基盤のひとつです。

しかし、高齢者や障害者、子どもへの虐待、いじめや様々なハラスメントなどに加え、性の多様性など、人権に関わる課題は年々複雑化・多様化しています。

また、他人を誹謗・中傷したり、差別を助長するような書き込みや情報の拡散など、インターネット上の人権侵害はますます深刻化しています。

このような状況の中、国では、令和4年（2022年）の「プロバイダ責任制限法」改正法の施行、令和5年（2023年）の「こども基本法」および「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行など、こうした課題の解決を目的とした法整備が進められています。

令和2年（2020年）から流行が始まった新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷、ワクチン接種に関連したハラスメント等の人権侵害が発生しました。令和5年（2023年）5月からは新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが見直され、こうした人権侵害の発生は減少しましたが、今回の問題から得られた教訓を、新たな感染症等が発生した場合の対応に生かすことが求められています。

本県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年（2001年）4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

この条例では、人権尊重の社会づくりに関する施策の積極的な推進を県の責務と規定しており、平成15年（2003年）3月に「滋賀県人権施策基本方針」を策定するとともに、この方針を総合的、計画的に推進するための行動計画として策定した「滋賀県人権施策推進計画」を社会情勢や法の整備等を踏まえ平成28年（2016年）3月に改定しました。

様々な人権課題に対応するため、この基本方針や推進計画に基づき、庁内横つなぎで、市町とも十分連携を図りながら、人権施策の推進に努めています。

この冊子は、「滋賀県人権施策基本方針」および「滋賀県人権施策推進計画」に基づき県が実施している施策の実施状況の報告資料として、重点事業や新規・拡充事業を中心にとめたものです。

目 次

基本施策の推進

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 人権意識の高揚—教育・啓発 | 1 |
| 2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実 | 6 |

重要課題への対応

- | | |
|------------------|----|
| 1 対象者別 | |
| ①女性 | 9 |
| ②子ども | 12 |
| ③高齢者 | 15 |
| ④障害者 | 18 |
| ⑤同和問題 | 21 |
| ⑥外国人 | 23 |
| ⑦患者 | 25 |
| ⑧犯罪被害者等 | 27 |
| ⑨さまざまな人権課題（対象者別） | 29 |
| 2 さまざまな人権課題 | 31 |
| ①個人情報の保護 | |
| ②インターネットによる人権侵害 | |
| ③ヘイトスピーチ | |
| ④災害発生時の人権問題 | |

基本施策の推進

新…新規事業 拡…拡充事業

1 人権意識の高揚—教育・啓発

人権教育・啓発の基本的な考え方

- 人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
- 一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る
- 様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につける
- 自発的な学習のための環境づくり

《現状と課題》

人権施策基本方針に掲げる人権の基本理念の観点から、日常生活のあらゆる場面において、人権感覚を高めるための教育・啓発の取組は、県民の人権尊重の意識の浸透に一定の成果をあげてきました。

人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))では、「今の滋賀県は『人権が尊重される社会』になっていると思う」と答えた人の割合は56.3%となり、これまでの人権啓発の取組が徐々に浸透してきていると考えられます。その一方で、人権が尊重される社会の実現に向けての考え方については、「自分も実現に向けて努力したい」と答えた人の割合は39.3%で最も高くなったものの、「特に考えていない」は23.1%、「なりゆきにまかせる」は21.3%となるなど、課題も見られる状況です。

こうしたことから、県民が人権について理解を深め、主体的な行動につなげていけるよう、学校や家庭、職場、地域社会のそれぞれの場において、関係機関と連携した教育・啓発活動にさらに取り組むとともに、人権が日々の日常生活に深く関わっていることを理解し、考えていただくきっかけとなるよう、生活に根ざしたより身近な切り口で啓発テーマを設定し、啓発手法を工夫しながら、特に人権に関心の低い人等に対しての研修や啓発の機会を提供しています。

【令和5年度(2023年度)実施状況(抜粋)】

(1) 人権教育

① 家庭教育

家庭教育活性化推進事業 (生涯学習課)

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなどの現状がある中で、家庭教育支援員や家庭教育支援チームによる支援活動が必要とされています。

そこで、家庭教育支援員養成のための研修会を開催するとともに、家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」を活用した「子育て親育ち語り合い講座」や

P T A連絡協議会等を対象とした家庭教育出前講座を開催しました。

- ・企業・事業所等家庭教育サポート講座 1回開催 参加者33名
- ・子育て親育ち語り合い講座 3回開催 参加者40名
- ・家庭教育出前講座 9会場 参加者延べ412名

② 就学前教育・学校教育

生き抜く力の礎育み事業（人権教育課）**新**

困難な状況にある子どもと家庭を支援するため、学校・園・所・関係機関、家庭および地域社会との持続可能な連携体制を図るとともに、子どもたち一人ひとりが大切にされる居場所づくり、自己有用感・自己効力感等を味わうことのできる出番づくり等により、生き抜く力の礎となる自尊感情を高める取組を推進しました。

- 事業実施 30学区
- 推進学区事務局会 3回開催
- いしずえ交流研究会 4回 参加者505名

人と人が豊かにつながる学校づくり共創事業（人権教育課）**新**

誰一人取り残さない、人と人が豊かにつながり合う学校づくりを推進し、子どもたち一人ひとりの学びと育ちを支援することによって、互いの多様性を認め合い、一人ひとりが主体性をもって自己実現をめざす子どもを育成するため、県内小中学校3校を実践研究のベース校として指定し、アドバイザー、県教委による支援訪問を行いながら、人権教育の推進のための支援を行いました。

- 連絡協議会 2回開催
- 支援訪問 各校5回実施

③ 社会教育

人権教育指導研修事業（生涯学習課）

人権問題に対する理解と認識を深めるため、人権教育啓発冊子「波紋」を発刊・配布するとともに、「しが生涯学習スクエア」で人権に関する視聴覚教材の貸出を行いました。

- しが生涯学習スクエア 貸出実績 91件

(2) 人権啓発

① 県民に対する人権啓発

人権全般に関する啓発（人権施策推進課）

人権意識の高揚を図るため、広報誌や啓発冊子の発行など、様々なメディアを活用した啓発活動を行いました。啓発にあたっては、県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」を活用し、親しみやすくわかりやすい内容で、テレビスポット広告や新聞広告、ポスター、商業施設等のレジ前床シールなどを通じて、身近なところ

ろからあらためて人権について考えてもらえるように啓発に努めました。

ポスター（人権週間編）



啓発物品（メモ帳・人権週間編）



人権啓発床シール（県内48事業者・店舗に約2,300枚配布）



じんけん啓発テレビスポット広告「人権週間編」



じんけんミニフェスタ（人権施策推進課）

子どもから大人まで、身近なところから人権について考え、行動することの大切さを感じられるよう、啓発イベント「じんけんミニフェスタ」を開催しました。

開催回数 3回（イオンモール草津、ランチ大津京、びわこ文化公園）



人権ふれあい啓発（人権施策推進課）

県内のイベント会場や商業施設等において、多くの子どもや保護者にジンケンダーと一緒に、手話シンガーソングライターによる手話講座や手話歌などを通して、人権の大切さについて学んでいただきました。

○イベント・商業施設等での啓発

4回開催 参加者合計 約500名



人権啓発活動ネットワーク協議会事業（人権施策推進課）

滋賀県初のプロバスケットボールチームの「滋賀レイクス」の協力を得て、お互いに相手を思いやることの大切さなど、人権について子ども達と選手と一緒に楽しく学ぶ啓発活動を実施しました。

また、12月の人権週間に合わせて、滋賀レイクスホームゲーム会場内に人権啓発ブースを出展し、啓発動画の上映や、リーフレット・啓発物品の配布等を行いました。

○じんけんオープンスクールの開催

2回開催 参加者合計69名



- 滋賀レイクス ホームゲーム会場における
人権啓発活動 2回実施
(12月9日(土)、10日(日))



若年層向け人権啓発講義（人権施策推進課）

若い方々に、人権は身近なものであり、人権が尊重される社会づくりに向け、一人ひとりが考え行動していかなければならないという意識をより強く持っていただこうと、県内大学と連携し、人権分野の最前線で活動されている専門家から講義を行っていただきました。



- 3回開催（びわこリハビリテーション専門職大学、滋賀県立大学、龍谷大学※）
参加者合計 約250名
※龍谷大学の講義は動画配信方式で実施

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害防止啓発活動（人権施策推進課）

新型コロナウイルス感染症に関して、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷、またワクチン接種に関するハラスメント等を防止するため、過年度に作成したテレビやラジオでの啓発広告を県ホームページやYouTube上で引き続き公開するとともに、以下のような啓発活動を行いました。

- 「STOP!!コロナ差別、NO MORE!!ワクチンハラスメント」県民運動共同メッセージの発出

新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害を防止するため、大津地方法務局、滋賀労働局、滋賀弁護士会、滋賀県人権擁護委員連合会、滋賀県、滋賀県教育委員会の6者合同で県民運動共同メッセージを発出し、メッセージの趣旨に賛同いただける事業所・学校等を募集しました。

- ・賛同事業所・学校等数 49（令和6年（2024年）3月末現在）

- 県広報誌「滋賀プラスワン」での啓発記事の掲載

県広報誌「滋賀プラスワン」冬号に「差別の歴史を繰り返さないために～コロナ禍の経験をいかして～」と題して、啓発記事を掲載しました。



②事業者に対する人権啓発

企業内人権啓発推進等事業（商工政策課）

企業において、同和問題をはじめとする様々な人権課題についての理解を深め、公正な採用選考の実施や差別のない明るい職場づくりなどを推進するため、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班の設置や研修会の開催、市町が行う啓発事業への助成を行い、一定の成果を上げています。

○事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の設置率 96.4%（令和4年度）

雇用安定対策[公正な採用選考]（労働雇用政策課）

企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう、啓発を行いました。

○啓発冊子「採用にあたって」（4,450部）、ポスター（5,080枚）、チラシ「15のチェック」（8,600枚）を作成、配布

《今後の方向性》

令和3年度（2021年度）に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果では、人権啓発に触れた回数が多い人ほど人権意識も高くなっていることから、人権に関心が低い人等への啓発が更に必要となっています。そこで、テレビや新聞、インターネットなど様々な媒体を活用した広報や参加型のイベントの開催、広報誌や啓発冊子の発行など、県民が人権啓発に接触する機会を更に増やしていけるよう創意工夫しながら、一人ひとりの具体的な行動変容につながる啓発や、対象者の年齢層を意識した効果的な啓発の実施に努めます。

2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実

《現状と課題》

人権が尊重される社会を築くためには、人権教育・啓発とならんで、人権を侵害された被害者に対して実効的な救済を図ることが重要です。

人権侵害の法的救済については、法務省や裁判所など国の専管事項ですが、現状

の裁判所による司法的救済や法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件の調査処理制度は、実効的な救済という観点からは、それぞれ制約や限界があります。このため、法的措置を含め、実効性のある救済制度の早期確立を継続して国に要望しています。

また、県内の人権相談窓口は、国や県、市町、各機関等に設けられていますが、これらの機関が相互に連携を図るとともに、速やかで適切な対応が行えるよう、相談・支援体制の充実を図っています。

さらに、人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))では、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人に対し、人権侵害を受けたときの対応についてたずねたところ、「何もしなかった」と答えた人は32.3%となっており、前回(平成28年度(2016年度))調査の39.4%より減少したものの、依然として課題が見られることから、より多くの人々が適切な相談機関につながるよう、相談窓口の一層の周知に努めています。

【令和5年度(2023年度)実施状況(抜粋)】

① 総合的な相談窓口の設置・運営

人権侵害に関わる相談・支援は、国では法務局で実施されていますが、県においても、人権に関する総合的な相談窓口として人権相談室を設置する(公財)滋賀県人権センターに対し支援しました。

(公財) 滋賀県人権センター人権相談室の運営(人権施策推進課)

令和5年度(2023年度)新規相談件数 100件
対応延べ件数 843件

② 専門的な相談窓口の充実

人権に関する様々な相談に対応するため、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談、エイズや医療安全に関する相談、犯罪被害者等に関する相談、労働相談など、専門的な相談窓口の充実を図りました。

また、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害に関して、県庁内に「新型コロナ人権侵害対応チーム」を、(公財)滋賀県人権センターに「新型コロナ人権相談ホットライン」をそれぞれ設置し、相談対応の充実に努めました。

○女性

・男女共同参画相談件数(男女共同参画センター)

総合相談	4,258件
専門相談 DVカウンセリング	84件
男性相談	56件
法律相談	57件

・女性の悩みごと電話相談件数

(中央・彦根子ども家庭相談センター、男女共同参画センター)

延べ件数 1, 337件

○子ども

児童虐待相談件数

(中央、彦根、大津・高島子ども家庭相談センター)

集計中※

※集計完了は令和6年12月頃となる予定

(参考：令和4年度相談件数：2, 093件)

○高齢者・障害者

高齢者、障害者の権利擁護に関する一般相談件数

(権利擁護センター)

延べ件数

71件

○外国人

生活相談件数

(ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、英語、その他)

((公財)滋賀県国際協会)

1, 499件

○患者

医療安全相談件数 (医療安全相談室)

延べ件数

684件

○新型コロナウイルス感染症

新型コロナ人権侵害対応チーム

0件

新型コロナ人権相談ホットライン

18件

((公財) 滋賀県人権センター)

(うち人権侵害事案 0件)

③ 相談機関の連携

④ 相談窓口のPR

⑤ 相談員等の資質向上と体制強化

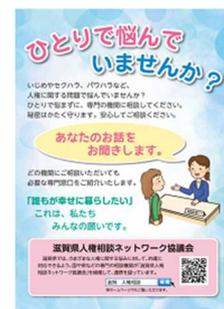
人権に関する相談支援体制の充実 (人権施策推進課)

県では、様々な人権に関する悩みに対して解決のお手伝いができるように、国・県・市町などの53の関係機関で「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、連携を図っています。

また、多くの方に人権相談窓口のことを知っていただくため、相談窓口を一覧にしたリーフレットを市町や関係機関で配布するとともに、イベントや研修会などで参加者に配布しました。

さらに、相談実務のスキルアップと参加機関相互の連携強化を図るため、参加機関のニーズを踏まえ、様々な人権課題について理解を深め、対応方法などについて情報共有や意見交換を行いました。

・ 2回開催 参加者合計 108名



- ・テーマ 「性の多様性について」
「難しい相談へのアプローチ～法律と心理の視点から～」

《今後の方向性》

社会の情勢の変化に伴って人権に関する課題は多様化・複雑化しており、各分野の相談体制の充実はもちろんのこと、個々の相談機関では対応が困難な場合や他の相談機関での対応のほうが適切な場合などがあります。そのため、今後も引き続き人権相談窓口が設けられている行政機関・団体等の連携強化を図るとともに、相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱え続けることがないように、様々な機会や広報媒体を活用して、相談窓口の周知に努めます。

重要課題への対応

1 対象者別

新…新規事業 拡…拡充事業

① 女性

- 家庭・地域における男女共同参画の推進
- 働く場における男女共同参画の推進
- 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり
- 総合的・計画的な関連施策の推進

《現状と課題》

少子高齢化や単身世帯の増加など、家庭や地域を取り巻く環境が変化する中、家族の絆、地域の絆を大切に、活力ある地域社会を築くためには、防災やまちづくりなど、地域の様々な活動や方針決定の場への女性の参画を進めながら、男女が共に支え合える環境づくりを進めていくことが求められています。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識をみると、令和元年度（2019年度）男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査では、「同感しない」割合は59.5%と過半数を超え、徐々に増加しつつあるものの、「同感する」割合は34.8%となっており、固定的な性別役割分担意識の解消は十分には進んでいない状況です。

また、人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))では、女性の人権についてどのようなことが問題だと思うかたずねたところ、「社会において、家事・育児や介護などを男女が共同して担う社会の仕組みが十分に整備されていないこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「家庭において、「男は仕事、女は家事・育児」など男女の固定的な役割分担意識があること」、「職場において、採用あるいは昇進などで男女の待遇に違いがあること」の順となっています。

本県では女性の労働力率のM字カーブの谷が浅くなってきている一方、職に就いていない女性の多くが就労を希望している状況があることから、女性が仕事と家庭を両立し、能力を十分に発揮できるよう取組を進める必要があります。また、事業主や職場の上司の意識改革を進め、男女ともワーク・ライフ・バランスを実現し、いきいきと暮らせる環境づくりを進めることも重要です。

女性のわくわく応援事業（女性活躍推進課）

無業の女性を対象に、多様なお仕事へのチャレンジを支援するため工場等での職場体験ツアーを開催するとともに、そうした体験の感想等をまとめ、就労をサポートする内容の冊子を作成し広く周知することで、再就労を考える女性のお仕事探しの選択肢を広げ、就労を支援しました。

- スタートアップイベント 2回開催 参加者20名
- お仕事体験DAY 4回開催 参加者24名
- 無業からの新規就業者数 406件

女性のつながりサポート事業（女性活躍推進課）

就業に関する困難や家庭内の問題等による孤独・孤立で不安を抱える女性、寄り添った支援が必要にもかかわらず必要な支援が届いていない女性に対し、居場所の提供等を行うことで必要な行政等の支援につなげ、社会とのつながりを回復できるように支援するとともに、経済的な理由などから生理用品の入手に苦労されている方に生理用品の提供を行いました。

- 居場所の提供 542回 提供協力団体 20団体
- 生理用品の配布 県施設 15箇所、協力団体 48団体、教育機関 約34校

犯罪被害者等支援事業（県民活動生活課）

「犯罪被害者総合窓口」や「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）」による犯罪被害者等への支援に取り組むとともに、犯罪被害者等を支える社会を形成するための広報啓発および支援従事者の二次受傷対策等を実施しました。

- ・総合窓口 相談支援件数 1,821件
- ・SATOCO 相談支援件数 2,190件

男女共同参画の視点による避難所運営女性リーダー等講習（防災危機管理局）

男女共同参画の視点からの避難所運営を中心とした防災について学び、多様な主体による地域の防災の担い手を育成することを目的として、一般住民、防災士、自主防災組織、女性防火クラブ、社会福祉協議会など地域を担う多様な人材を対象に、「男女共同参画の視点による地域防災力」養成講習を開催しました。

- 「男女共同参画の視点による地域防災力」養成講習 2回開催 参加者41名

《今後の方向性》

人口減少社会の本格的な到来などによって社会の状況が大きく変化する中、誰もが自身の希望に応じて活躍できる環境を整えるためには、固定的な性別役割分担意識や慣習などにとらわれず、あらゆる場面で多様な選択ができ、男女が共に支え合う社会を実現することが必要不可欠です。

そのため、男女がともに個性と能力を十分に発揮でき、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに向け今後も引き続き啓発やセミナーの実施、就労支援の充実などに取り組むとともに、人権侵害を受けた女性の相談支援等の取組の推進を図り

ます。

DVに関しては、関係機関が連携を深め、総合的な支援体制の下、引き続き対策の推進に取り組みます。

また、性別による差別は性別役割分担意識だけでなく、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によって生じることもあるため、こうした思い込みの解消に向けた啓発・教育の取組を推進します。

② 子ども

- 子どもが尊重される社会環境づくりの推進
- 児童虐待防止総合対策の推進
- 社会全体で子育て・子育てを支える
- 不登校への対応
- いじめへの対応
- ひとり親家庭に対する支援の推進
- 子どもの貧困対策の推進
- 総合的・計画的な関連施策の推進

《現状と課題》

滋賀県における令和5年（2023年）の合計特殊出生率は1.38と、全国の1.20と比較すると高い水準にありますが、人口維持に必要とされる人口置換水準の2.07を大きく下回っています。

少子化の背景には、子育て世代の子どもを育てるための経済的負担や、若者の非正規雇用が増加し、定職に就けず家庭が持ちにくくなっていることなどがあります。

子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は、子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）の相談件数やいじめの認知件数の増加、児童生徒の不登校、子どもの貧困、有害情報の氾濫、非正規雇用の増加やニート、ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化など厳しさを増してきています。

特に、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待に関する相談件数は、社会全体の関心の高まりもあり、令和4年度（2022年度）には7,901件まで増加しています。県内には現在4か所の子ども・家庭相談センターが設置されており、県、市町、関係機関そして県民の連携のもと、子どもの権利利益の擁護の観点から児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応から子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）、子どもの自立まで、切れ目のない総合的な支援を行うことが求められています。国においては、令和2年（2020年）4月に改正児童虐待防止法が施行され、親権者等による「しつけ」を名目とした体罰の禁止が明文化されるなど、子どもを虐待から守るための制度の拡充が進められています。

また、いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の課題であることから「いじめ防止対策推進法」が制定されました。県

では、同法に基づき策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」を平成29年（2017年）に改定し、いじめの問題への対応を学校だけではなく社会における重要課題と位置づけるとともに、インターネット上のいじめへの対応や関係機関との連携強化などの対策を追加し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

令和5年（2023年）4月には、国において「子ども家庭庁」が創設されるとともに、全ての子どもや若者が将来に渡って幸せな生活ができる社会を実現することを目的として、「こども基本法」が施行されました。この法律では、基本理念の1つとして「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」などが定められており、こども施策推進にあたっては、子どもや若者の意見を取り入れながら進めることが大切であるとされています。

これらの国の動向を踏まえ、滋賀県においては、令和5年（2023年）4月に「滋賀県子ども政策推進本部」を立ち上げ、「（仮称）滋賀県子ども基本条例」の制定に向けた検討など、子どもに関する施策を全庁を挙げて推進しています。

【令和5年度（2023年度）実施状況（抜粋）】

児童虐待防止対策事業（子ども家庭支援課（旧子ども・青少年局））

児童虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、子どもの保護・ケアや親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目ない支援を行いました。

○オレンジリボンキャンペーン

- ・街頭啓発 1回実施
- ・企業・団体とのタイアップによる啓発 1回実施
- ・企業等へのリボン等配布等 10,000部配布
- ・児童虐待防止のための出前講座 20回開催

○24時間365日体制の強化

- 児童虐待相談等関係職員研修 受講者延べ1,044名

淡海子育て応援団（子育て支援課（旧子ども・青少年局））

子育てを応援するサービスの実施や、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりなどの取組を広く企業や店舗に働きかけるとともに、その趣旨に賛同した企業等を応援団として登録し、社会全体で子育て世帯を応援する機運の醸成を図りました。

- 淡海子育て応援団 登録店舗数 2,335店舗

「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」設置事業（子どもの育ち学び支援課（旧子ども・青少年局））

ニート、引きこもり、不登校、発達障害者等、社会生活を円滑に営む上で様々な悩みをお持ちの方（小学生から概ね39歳まで）や家族、支援者、学校等関係機関の方を対象に相談事業を実施しました。

○電話相談 令和5年度（2023年度）： 98件

○来所相談 令和5年度（2023年度）：121件

※思春期相談（摂食障害、自傷、PTSD）、ひきこもり相談（6か月以上交流なし、所属なし）を除く。

不登校児童生徒の学級への復帰支援（教職員課、幼小中教育課）

別室へ登校する児童生徒への学習指導や復帰プログラムの作成などの対応のため専任の教員をあて、その後補充として臨時講師（小学校5名、中学校10名）を配置しました。

小学校7校、中学校13校の別室指導推進校では、小学校7校全体で114名中78名、中学校9校全体で196名中61名に教室復帰等の改善がみられました。

スクールソーシャルワーカー活用事業（幼小中教育課）

県内30小学校にスクールソーシャルワーカーを配置しました。また、市町内活用および緊急派遣等で支援した学校を含めると、227校（小学校143校、中学校60校、高等学校13校、特別支援学校11校）に派遣し、子ども支援の充実を図るとともに教員の実践力を高めました。

子どもの笑顔はぐくみプロジェクト（子ども若者政策・私学振興課（旧子ども・青少年局））

子どもを真ん中に置いた地域づくり活動に対する立ち上げ支援や、運営のサポート、物資の提供、事業への人的協力（ボランティア）など、さまざまな支援を公私協働で行いました。

○子ども食堂開設数 202か所

○子どもの笑顔はぐくみプロジェクトスポンサー数 586名

「すまいる・あくしょん」普及啓発事業（子ども若者政策・私学振興課（旧子ども・青少年局））

子どもたちの笑顔を増やすための新しい行動様式「すまいる・あくしょん」に基づき、子どもたちや関係者の行動変容を促すための普及啓発を行いました。

○普及啓発事業参加者数 延べ3,501名

普及啓発事業の例（すまいるアクションフェスタ2023）



《今後の方向性》

子どもは家族や社会にとって可能性を秘めたかけがえのない存在であり、その人権を重んじ、幸せを第一に考えるという視点に立って、「子どもの最善の利益」が実現されるよう配慮する社会が求められています。

そのような社会を実現するため、子どもの人権が尊重される意識の醸成を図るとともに、児童虐待の防止等の子どもの権利擁護のための取組を推進します。また、保育士やスクールソーシャルワーカーなどの子どもの成長を支える人材の養成や、ひとり親家庭への支援、いじめへの対応、ヤングケアラー・ケアリーバーの支援などにより、全ての子どもが安全・安心な環境で健やかに生まれ育つことができるよう、引き続き取組を推進します。

児童虐待、貧困、非行等、子どもに関する様々な問題の深刻化が懸念される状況については、引き続きこうした問題の防止・解消につながる取組の推進に努めます。

また、子ども施策全般に関しては、滋賀県子ども政策推進本部のもと、部局を横断した取組を推進することにより、その充実・強化を図っていきます。

③ 高齢者

- 健康寿命の延伸と高齢者の社会参加の推進
- 医療福祉・在宅看取りの推進
- 地域包括ケアの推進
- 認知症対策の推進
- 高齢者虐待の防止と権利擁護
- 総合的・計画的な高齢者施策の推進

《現状と課題》

滋賀県の総人口における65歳以上の高齢者の割合は令和6年(2024年)4月1日現在で27.3%であり、高齢者数がピークとなる令和27年(2045年)頃には、今より約8万人多い45万人、高齢化率は35.5%になる見込みです。

また、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて、本県でも各地域の実情に応じたサービス基盤・人的基盤の確保や、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域を共に創っていく社会の実現が重要となってきます。

こうした状況を踏まえ、本県では介護保険事業の実施主体である市町や関係団体などとともに、2040年を見据えながら、滋賀の「医療福祉」の一層の充実を目指すこととして、「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」を令和6年(2024年)3月に改定しました。高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で家族や友人と共に健康で生きがいをもって安心して暮らし続けることができる社会を構築することが求められています。高齢というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限が設けられたりして、働く場が十分に確保されない状況があります。一方で、介護や支援を必要とする高齢者が増加し、虐待(介護の放棄や拒否を含む)や財産・金銭面

等での権利侵害、施設等における身体拘束といった問題もあります。また、高齢者を狙った消費者被害の未然防止や、全国的に高齢ドライバーのブレーキとアクセルの踏み間違いによる重大な事故が発生するなど、高齢者の交通事故防止対策も重要な課題となっています。

さらに、介護の長期化、介護者自身の高齢化などにより、介護を行う家族等の身体的、精神的な負担が増大している状況への対応も求められています。

【令和5年度（2023年度）実施状況（抜粋）】

レイカディア大学開催事業（医療福祉推進課）

高齢者に新しい知識と教養を身につけるための学習機会を提供し社会参加を促すとともに、社会活動や地域づくりの担い手を養成しました。

- ・受講者数 388名（草津キャンパス・彦根キャンパス）

情報、資料の収集・提供・相談事業（医療福祉推進課）

インターネットを用いた中高年者の仲間づくり、生きがいづくりのシステムを運営するとともに、地域社会の活動に主体的に参画する中高年齢者を養成し、その社会参加を支援しました。

- 「びわこシニアネット」ホームページの運営・充実
- 情報誌の発行 年2回 各3,600部 他

認知症地域総合支援事業（医療福祉推進課）

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進するため、地域の医療・福祉・保健関係者等による多職種のネットワークを構築するとともに、認知症の介護者等へのフリーダイヤル電話相談等の活動をしている（公社）認知症の人と家族の会に委託して介護相談を行うほか、認知症の人やその家族等からの意見聴取等を行いました。

- もの忘れ介護相談室の運営
- 各圏域における地域連携・多職種共同推進事業の実施
- 認知症施策推進計画策定に向けた普及啓発事業

認知症介護対策推進事業（医療福祉推進課）

認知症の人に安心な医療・介護サービスを提供する人材を育成するため、保健・医療・福祉の関係者を対象に認知症への理解を深めるための研修を行いました。

- 医療従事者向け認知症対応力向上研修
 - ・看護職員認知症対応力向上研修 61名修了
- 認知症初期集中支援チーム員研修 23名修了
- 認知症サポート医養成事業 11名修了（うち公費派遣11名）
- 歯科医師認知症対応力向上研修 26名修了
- 薬剤師認知症対応力向上研修 76名修了

○認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会 令和6年1月14日開催

高齢者権利擁護推進事業（医療福祉推進課）

高齢者虐待防止および身体拘束廃止に向け、高齢者権利擁護支援センターの運営委託等の事業を実施しました。

○高齢者権利擁護支援センターの運営委託

- ・高齢者虐待対応研修会 91名参加
- ・意思決定支援研修会 40名参加
- ・高齢者虐待防止セミナー 56名参加

高齢運転者交通事故防止対策事業（警察本部・交通企画課）

高齢ドライバーの交通事故防止対策として「オブジェ：運転技能自動評価システム」を導入し、出前方式の講習会を行うことにより交通事故防止を図りました。

○出前型の運転適性講習会 37回開催 受講者数135名

○効果（令和5年（2023年）中）

県下の高齢ドライバー事故件数	625件	（前年比+8件）
//	死者数	7名（前年比-1名）
//	傷者数	752名（前年比±0名）

高齢ドライバー「バイタリティ・プラス！」事業（警察本部・交通企画課）新

動画を制作し、高齢ドライバーが活力ある生活を送り、自身で今後の運転のあり方について考えるための選択肢を提案しました。また、運転免許証の返納をためらう高齢ドライバーに対しては、車を運転しない生活を体験する「お試し自主返納」を体験してもらい、自主返納を促進しました。

- ・県警YouTube動画チャンネル閲覧回数 7,148回
- ・ケーブルテレビでの放送 1,321回

《今後の方向性》

高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を実現するため、高齢者を支える医療・福祉サービスの提供体制を充実させるとともに、認知症などの理由によって高齢者が不当に差別を受けたり、虐待を受けたりすることがないように、引き続き必要な支援の充実に努めます。

同時に、高齢者が地域の中で自分らしく生き生きと活躍できるようにするため、必要な環境整備や生きがいづくり活動の支援等の取組を推進します。

また、高齢者虐待の増加、地域における高齢者の孤立化・閉じこもりの拡大等の問題に関しては、引き続きこうした問題の防止・解消につながる環境整備・体制づくりを推進します。

④ 障害者

- 「ともに暮らす」
- 「ともに学ぶ」
- 「ともに働く」
- 「ともに活動する」
- 共生のまちづくり

《現状と課題》

滋賀県の令和4年度（2022年度）における障害のある人の人数（手帳所持者）は、身体障害者52,601人、知的障害者16,107人、精神障害者13,399人といずれも増加傾向にあります。これらの障害者に対する福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの人が望む暮らしを実現できる社会へは、まだ多くの課題が残されています。

平成28年（2016年）4月1日、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

法律では、国や自治体、民間事業者に対して、障害者の差別的取り扱いを禁止し、「合理的配慮」の提供を求めています。法施行後も障害があることを理由に入店を拒否されるなどの事案が発生している状況があります。このため、法律の周知を一層進めていくとともに、法の実効性を補完し、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、共生社会づくりを目指すため、平成30年度（2018年度）に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しました。

また、障害者施策の基本方針、施策の実施計画として令和3年度（2021年度）に策定した「滋賀県障害者プラン2021」を令和6年（2024年）3月に一部改定し、共生社会の実現に向け、「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～」という基本理念を掲げ、施策を進めていくこととしています。

令和5年（2023年）6月1日現在の県内における障害者の雇用状況は、民間企業の実雇用率は2.52%（法定雇用率2.3%）、法定雇用率達成企業の割合は59.2%（全国平均50.1%）で、約4割が未達成という状況です。障害者の就労支援に向けたこれまでの取組が一定の成果をあげてはいるものの、障害者雇用の一層の促進に向けて官民の各関係機関が連携し、取組を推進することが求められています。

さらに、グループホームなど地域における住まいの場の確保、インクルーシブ教育システムの構築、一般企業における障害者雇用への理解や受入れのための環境整備、地域における余暇活動の充実に向けた人材や活動の場の確保、ユニバーサルデザインのまちづくりや障害に対する理解の促進など、各分野にわたる幅広い取組の一層の推進にも努めています。

【令和5年度（2023年度）実施状況（抜粋）】

障害者差別解消総合推進事業（障害福祉課）

平成31年（2019年）4月に施行した滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的に事業を実施しました。

○相談体制の整備

障害者差別解消相談員2名と地域アドボケーター27名を配置するとともに、あっせん等を行う「障害者差別のない共生社会づくり委員会」を設置しました。

○県民・事業者等への周知・啓発

パンフレット・ガイドライン等の周知・啓発、条例フォーラムの開催（オンライン）、条例説明・出前講座（61回）、合理的配慮の助成事業（7件）を実施しました。

滋賀の福祉を学ぶ機会創出事業（健康福祉政策課）

ユニバーサルデザインや障害の社会モデル、心のバリアフリーの重要性などを盛り込んだ教育教材（福祉読本 ともにいきる（動画版））について、日本語の読み書きができない外国に籍を持つ小中学生や県内に在住する幅広い外国人に対して福祉学習の機会を提供するため、字幕等の文字情報の差替版を作成しました。

障害者社会参加推進センター運営事業（障害福祉課）

障害者の地域における社会参加を促進するため、関係団体による協議会を開催することにより協力体制を確保し、障害者の社会参加に対するニーズの把握や必要な事業の実施・調整を行うとともに、社会参加推進施策の体系的・効果的な実施方法等について検討を行いました。

○障害者関係団体からなる障害者社会参加推進協議会を開催するとともに、障害者週間の普及・啓発を行いました。

- ・日時 令和5年（2023年）12月2日（土）
- ・場所 イオンモール草津
- ・内容 啓発物品配布（来場者数 326名）

ユニバーサルデザイン推進事業（健康福祉政策課）新

2025年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催をユニバーサルデザイン普及の好機として捉え、淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定を進めるとともに、それに連動して県民への理解促進や取組推進を図りました。

○パーキングパーミット制度の推進

駐車区画数 車いす優先区画 1, 248区画 思いやり駐車区画 663区画

利用証発行数 車いす優先区画用 440枚 思いやり駐車区画用 1, 630枚

福祉のまちづくり推進事業（健康福祉政策課）

ユニバーサルデザインに対する県民の理解促進や取組推進を図るため、淡海ユニバーサルデザイン行動指針を改定するとともに、SNSやラジオ等を活用した啓発や県民向けの研修会を実施しました。

- 淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定（令和5年10月）
- SNS、ラジオ等を活用した啓発
 - ・ラジオ広告 放送回数29回
 - ・Yahoo広告 表示回数125,257回、クリック数1,265回
 - ・Facebook広告／Instagram広告
表示回数362,135回、クリック数291回
 - ・LINE広告 表示回数315,973回、クリック数3,202回
- 研修会の開催 県民向け研修会 1回開催 参加者20名

チャレンジDWORK運動推進事業（労働雇用政策課）

障害者の就労について事業所や県民の関心を深め、障害者雇用が促進されるよう普及啓発事業を実施しました。

- 障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者等表彰（知事表彰）
 - 障害者雇用優良事業所 2事業所
 - 優秀勤労障害者 20名
- 障害者就職面接会
10月、2月に開催
参加企業 99社 参加求職者 241名 就職者 49名
- 障害者雇用の具体的な好事例および障害者雇用に関連する助成制度を掲載した事業主向けリーフレットの発行 発行部数5,000部

障害者スポーツ推進事業（スポーツ課）拡

総合型地域スポーツクラブにおいて障害者スポーツの実践を行い、地域における障害者の身近なスポーツ活動を促進しました。

- 令和5年度（2023年度） 14団体 114回開催 のべ1,593名
- 障害者スポーツ関連団体において障害者スポーツの体験会や研修会を開催し、理解促進・普及啓発に取り組みました。
- 令和5年度（2023年度） 10回開催 延べ431名

文化芸術による共生社会づくり事業（文化芸術振興課課）

市の文化施設において、誰もが楽しめる文化芸術プログラムを実施するとともに、ノウハウの習得や共有を図ることで、文化芸術活動者の人材育成を図りました。

- 誰もが参加し楽しめる文化芸術プログラムの開催
3地域（東近江市、甲賀市、長浜市）開催、観客数延べ2,604名）
- 情報保障の実施方法のポイント動画の発信 3種類作成

- 演劇関係者を対象とした研修とバリアフリー演劇祭の開催
研修参加者延べ101名、演劇祭観客数136名

《今後の方向性》

障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく活躍することができる共生社会を実現するためには、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合える環境をつくっていくことが必要です。そのため、「この子らを世の光に」に代表される滋賀の福祉の思想を大切にしながら、障害を理由とする差別の解消に向けた相談・解決の体制整備や合理的配慮の推進などに取り組むとともに、障害の特性に応じた就労促進等、障害者の自立や社会参加の取組を促進します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、様々な生きづらさや生活上の困難を抱える障害者のくらしに大きな影響を与えるとともに、災害発生時の支援等の様々な課題を浮き彫りにしました。そのため、どのような社会環境や生活場面であっても、障害者が適切な支援を受けられるための施策の推進にも継続して取り組みます。

⑤ 同和問題

- 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発
- 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援
- えせ同和行為の排除
- 同和行政の総合的な推進

《現状と課題》

昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来33年間、同和問題の抜本的解決を図るため、特別対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、様々な面で存在していた格差も大きく改善されました。

こうした中、平成28年（2016年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及等、情報化の進展にともなって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別を解消することが重要な課題であると示されました。

また、人権に関する県民意識調査（令和3年度（2021年度））では、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」という考え方について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は35.0%となり、前回（平成28年度（2016年度））調査の40.2%よりも減少しています。

同和問題について正しい理解がないまま間違った情報に接すると、それを鵜呑み

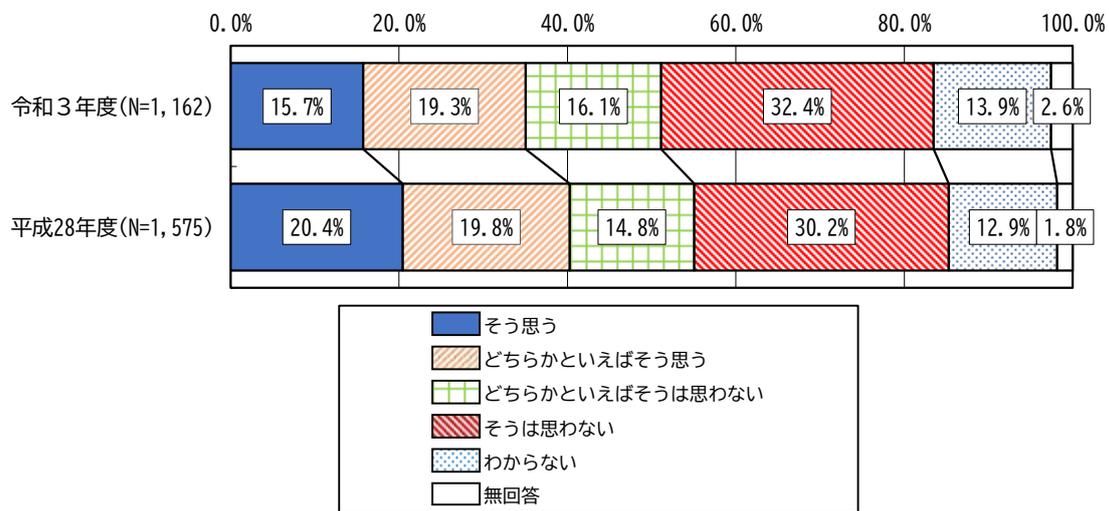
にしてしまい、結果的に差別を温存することにもつながることから、正しく学ぶことが大切です。

今日、地域の状況は様々ですが、同和問題の早期解決をめざして、残された課題に即した効果的な取組の推進が求められています。このため、教育・啓発活動を、国・県・市町、関係機関・団体などの多様な主体が連携し、積極的に進める必要があります。

同時に、人権が侵害された被害者に対する相談支援の充実を図るとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の根絶に向けても取り組むことが求められています。

【参考】令和3年度（2021年度） 人権に関する県民意識調査結果（抜粋）

（問21（ケ）：同和問題の解決方法についての考え方ー同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる）



【令和5年度（2023年度）実施状況（抜粋）】

○人権啓発活動推進事業（同和問題啓発分）（人権施策推進課）

県民の同和問題に対する理解・認識を深めるため、同和問題を人権の重要課題の一つに位置付けています。「同和問題啓発強調月間」である9月を中心に啓発広告の掲出、啓発CMの放送など、様々な啓発活動を実施しました。

新聞広告（同和問題啓発強調月間）



テレビスポット広告・YouTube動画広告（「その人を知ることが大切」編）



令和5年度（2023年度）滋賀プラスワン夏号（8月1日発行）

同和問題啓発強調月間特集「あなたの大切な個人情報を守るために ～『本人通知制度』を知っていますか～」



○えせ同和行為に対する取組（人権施策推進課）

「えせ同和行為防止滋賀県民会議」において、えせ同和行為の排除に向けた情報収集や意見交換、研修等を行いました。

《今後の方向性》

同和問題は、誤った知識や偏見などによって差別が温存・拡散される性質を有しています。その解消のためには、一人ひとりが同和問題について正しく学ぶことができる機会の提供が不可欠であるため、県民意識調査の結果も踏まえながら、より効果的な取組手法を検討します。

その上で、今後も様々な場面・手法で同和問題に関する教育・啓発活動を粘り強く行うことにより、県民の正しい理解の促進に努めるとともに、問題の解決を阻害するえせ同和行為の根絶等にも引き続き取り組んでいきます。

また、インターネット上での個人・団体への誹謗中傷、差別を助長・拡散する書込み、部落地名一覧・被差別部落で撮影した写真や動画の掲載等の行為に対しては、その防止のための啓発だけでなく、必要に応じて法務局への掲載情報の削除要請依頼等も行っており、引き続きこうした取組を進めていきます。

⑥ 外国人

- こころが通じるコミュニケーション支援
- 安心して暮らせる生活支援
- 活力ある多文化共生の地域づくり
- 総合的・計画的な多文化共生施策の推進

《現状と課題》

県には令和5年（2023年）12月末現在、県民全体の約3%にあたる39,366人の外国人の方が住んでおられ、その内訳はベトナム24.3%、ブラジル2

3. 5%、中国12.0%などとなっています。

平成元年（1989年）に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が改正されたことにより、日系人とその家族に定住者の在留資格が認められ、県においても南米地域の日系人を中心に外国人人口が増加しました。

近年は、東南アジア地域出身の技能実習生を中心に、ベトナム、インドネシア国籍の人が増加するなど、多国籍化の傾向が見られます。また、平成31年（2019年）4月には入管法が改正され、新たに創設された在留資格「特定技能」による外国人の受入が開始されました。

以上の背景から、今後、更なる多国籍化の進展や言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

このような状況の下、滋賀県で働き、暮らし、学ぶすべての人が、国籍などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指した取組を推進することが求められています。

【令和5年度（2023年度）実施状況（抜粋）】

多文化共生推進事業（国際課・（公財）滋賀県国際協会）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な地域の構成員として、共に生きていくことができる「多文化共生社会」の実現のために各事業を実施しました。

○多文化共生地域人材等育成事業

「多文化共生講座」

テーマ「外国にルーツを持つ子どもが豊かな未来を実現できる共生社会とは」

1回開催 参加者25名

「災害時外国人サポーター養成講座」 1回開催 参加者23名

○外国人相談窓口業務【再掲】

（公財）滋賀県国際協会に相談窓口を設置し、多言語での相談対応を行いました。

相談件数 1,499件

・月～金 10時～17時 ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、タガログ語、その他 <相談員 6名>

○外国人向け情報紙発行事業

（公財）滋賀県国際協会において、ボランティアの協力を得て生活情報紙を編集発行しました。

10言語 20,000部 年4回発行

○新型コロナウイルス感染症多言語翻訳委託

新型コロナウイルス感染症の関連情報を6言語（英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語）に翻訳し、発信しました。

《今後の方向性》

新型コロナウイルス感染症の影響等で一時減少していた県内の外国人人口は令和5年（2023年）に過去最高を記録し、今後も増加することが予想されます。外国人住民の増加とともに国籍や在留資格が多様化する中、コミュニケーションや生活の支援に取り組むとともに、同じ地域で暮らす外国人と日本人の相互理解が図られるよう交流の機会を増やすなど、多様な機関や主体と連携を図りながら、多文化共生の地域づくりに向けた取組を引き続き推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人住民の生活環境により大きな影響を与えました。こうした状況下での取組の経験を踏まえ、外国人住民が必要な支援につながるができるよう、引き続き相談支援等の充実に努めます。

⑦ 患者

- 医療福祉提供体制の整備
- 安全、安心な医療福祉サービスの提供
- 正しい知識の普及啓発等
- 難病患者等への支援の充実
- 総合的な保健・医療・福祉施策の推進

《現状と課題》

少子・高齢化の一層の進行、がんや認知症患者の増加など疾病構造の変化、医療技術・情報化の進展などにより、健康や病気に関する県民のニーズは多様化・高度化しており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。

さらに、今後の高齢者の急速な増加に伴い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療と福祉が一体となり生活を支える仕組みが必要となります。

患者一人ひとりのクオリティー・オブ・ライフ（QOL、生活の質）の確保・向上という面から見て、在宅医療を含めた療養環境のさらなる整備が求められています。

また、医療従事者と患者とのコミュニケーションや相互理解の取組をさらに進めることが必要です。県民の医療安全に対する関心は高まってきており、医療事故や医療過誤等を含めた医療行為に関わる問題について、患者や家族の立場から相談できる医療安全相談機能の充実が求められています。

難病患者、エイズ患者・HIV感染者、肝炎患者、ハンセン病患者等に対しては、不十分な知識や誤解から、今なお差別や偏見が存在します。ハンセン病療養所入所者等については、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから、社会復帰が困難な状況にあります。

令和2年（2020年）より感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関しては、患者本人のみならず、家族や濃厚接触者等、周囲の関係者にまで差別や偏見による被害が生じているほか、ワクチン接種やマスク着用に関連したハラスメント等の被

害も発生しました。令和5年（2023年）5月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、感染対策の実施は個人・事業者の判断が基本とされましたが、こうした新たな感染症の流行に伴う人権侵害を防止するため、引き続き正しい知識の普及や啓発、相談支援の充実等に取り組む必要があります。

【令和5年度（2023年度）実施状況（抜粋）】

難病対策推進事業（健康しが推進課）

難病相談支援センターにおいて、難病患者およびその家族を対象に講演会や交流会、ピアカウンセリングを実施しました。また、難病医療連携協議会にて受入病院の連携を図りました。保健所では、圏域内の関係機関調整や従事者研修会、災害対応における検討等を行いました。

○難病相談支援センター相談件数

令和5年度（2023年度）：1,313件

令和4年度（2022年度）：1,155件

令和3年度（2021年度）：754件

○難病医療連携協議会相談件数

令和5年度（2023年度）：484件

令和4年度（2022年度）：299件

令和3年度（2021年度）：299件

エイズ対策促進事業（健康危機管理課）

エイズに関する正しい知識を普及・啓発するため啓発を行うとともに、エイズの早期発見と二次感染の予防のため、相談・検査事業を行いました。

○相談件数

令和5年度（2023年度）：2,353件

令和4年度（2022年度）：2,251件

令和3年度（2021年度）：1,877件

○検査件数

令和5年度（2023年度）：718件

令和4年度（2022年度）：589件

令和3年度（2021年度）：445件

ハンセン病啓発事業（健康しが推進課）

ハンセン病についての正しい知識を普及し、差別や偏見をなくすため、啓発を実施しました。

○現地学習会および療養所入所者訪問の実施

○啓発リーフレット 6,000部作成・配布

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害防止啓発活動（人権施策推進課）【再掲】

- 様々な媒体を通じた啓発活動の実施
※詳細はP5～6のとおり

新型コロナウイルス感染症に関する人権相談（人権施策推進課）【再掲】

- 「新型コロナ人権侵害対応チーム」および「新型コロナ人権相談ほっとライン」の設置 ※詳細はP8のとおり

《今後の方向性》

多様化かつ高度化する県民の医療ニーズに的確に対応できる体制をつくるためには、医療機関の役割分担の明確化や関係機関間の連携など、医療を提供する側の体整備の推進とともに、患者の尊厳が守られる環境づくりに努めることが必要です。

そのため、医療に関する患者の相談への対応体制の充実のほか、難病患者の相談・支援体制の充実、またエイズ・HIV、肝炎、ハンセン病等に関する正しい知識の普及や啓発に引き続き取り組みます。

新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症に関しては、新型コロナウイルス感染症まん延時に発生した様々な人権侵害と同様の問題が繰り返されないよう、引き続き正しい知識の普及や啓発、相談支援の充実等に取り組めます。

⑧ 犯罪被害者等

- 平穏な日常生活への復帰の支援
- 犯罪被害者を支える社会づくり
- 施策推進のための体制整備

《現状と課題》

犯罪被害者およびその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査・裁判による精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレスなど、被害後に生じる二次的被害に苦しめられています。

人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))では、犯罪被害者等の人権について特にどのようなことが問題だと思えるかをたずねたところ、「マスコミの取材によって私生活の平穏が保てなくなったり、報道によってプライバシーが侵害されたりすること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「周囲の人やインターネット上で無責任なうわさ話をされる等の二次被害を受けること」、「犯罪被害者等の立場や気持ちについて、理解や認識が十分でないこと」の順となっています。

二次的被害などによる犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、多分野にわた

る支援を犯罪被害者等の視点に立って途切れることなく実施することが必要です。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、行政、県民、事業者、民間支援団体等が連携し、県民みんなで犯罪被害者等の心に寄り添った支援を推進していくため、平成30年（2018年）4月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための支援施策を推進するため、同年10月に「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

犯罪被害者等が、一日も早くもとの平穏な日常生活に復帰できるよう支援するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し二次的被害を生じさせない社会づくりの取組を推進することが求められています。

【令和5年度（2023年度）実施状況（抜粋）】

犯罪被害者等支援事業（県民活動生活課）**拡**【一部再掲】

犯罪被害者総合窓口を設置し、警察や関係機関との連携の下、早期から適切な情報提供や電話相談、付添支援などを行いました。

また、性暴力被害者の支援に特化し、24時間ホットラインをはじめとした総合的ケアを行う「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)」による支援を行いました。

○総合窓口 相談件数

令和5年度（2023年度）：1,821件

令和4年度（2022年度）：2,030件

令和3年度（2021年度）：1,856件

○SATOCO 支援件数

令和5年度（2023年度）：2,190件

令和4年度（2022年度）：1,873件

令和3年度（2021年度）：1,753件

社会全体で犯罪被害者等を支える取り組み推進事業（警察県民センター）**拡**

犯罪被害者遺族を講師として、県内の中学校、高校、専門学校、大学等で講演を開催し、被害者の置かれた立場や心情への理解を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するとともに、受講者の規範意識向上を図りました。

○講演実施 中学校3校 高校1校 合計1,328名

《今後の方向性》

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等を社会全体で支えるしくみをつくることが重要です。そのため、犯罪被害者等の個人としての権利が尊重されるよう、引き続き必要な啓発等を実施するとともに、関係機関等と連携しながら、犯罪被害者等の二次的被害を防止するための相談・支援体制の充実に努めます。

⑨ さまざまな人権課題（対象者別）

ここまで挙げたもの以外の対象者別の人権問題についても、正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等の取組を進めています。

- ホームレス
- 刑を終えた人・保護観察中の人等
- 性同一性障害者・同性愛者等（性的指向・ジェンダーアイデンティティ）
- アイヌの人々
- 拉致被害者等

《現状と課題》

近年の犯罪情勢では、罪を犯し検挙された人の約半数が再犯者であり、こうした背景には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える人も少なくありません。また、犯罪をした高齢者・障害のある人の中には、多岐にわたるさまざまな支援を必要としている人がおり、支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいます。

こうしたことから、県では、令和6年（2024年）3月に「第二次滋賀県再犯防止推進計画」を策定し、県民が安全・安心に暮らすことができ、誰一人取り残さない共生社会を実現していくため、犯罪の未然防止や被害者支援に加えて、犯罪をした人等の立ち直りを助けて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」の取組の充実を図り、関係機関が一丸となった取組を進めていくこととしています。

性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しては、人権に関する県民意識調査（令和3年度（2021年度））において、「LGBTなどに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うか」をたずねたところ、「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「差別的な言動をされること」、「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を第三者に明らかにする行為（アウティング）が行われること」の順となりました。また、令和5年（2023年）6月には、「性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に向けた施策の実施等に関する国、地方公共団体、事業主の役割が規定されました。

こうした状況を踏まえ、誰もが自身の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができるよう、性の多様性に関する社会の理解の増進を図るための取組を推進することが求められています。

【令和5年度（2023年度）実施状況（抜粋）】

滋賀県地域生活定着支援センター事業（健康福祉政策課）

高齢または障害により刑務所等を出所後に自立した生活を送ることが困難な方に対し、福祉サービスの手続きや受け入れ先の調整などの支援を行うため、地域生活定着支援センターを設置し、コーディネーター・相談支援等を実施しました。

○個別支援

- ・コーディネート業務 15件（新規10件、継続5件）
- ・フォローアップ業務 21件（新規9件、継続12件）
- ・相談支援業務 63件（新規41件、継続22件）

○居住支援（住居確保の取組）

- ・障害者福祉ホームの見学（るりこう園）
- ・グループホーム「わたしのお家」情報交換

○地域ネットワーク強化支援

- ・市町相談連絡会、情報交換会出席 5回
- ・弁護士連携会議 2回
- ・司法関係機関との協議・情報交換 14回
- ・性的課題向けプログラム（Keepcafe）実施14回 等

「（仮称）滋賀県パートナーシップ宣誓制度」の導入検討に向けた調査（人権施策推進課）**新**

「パートナーシップ宣誓制度」導入済自治体（静岡県、富山県、石川県）への訪問等により、制度導入の経緯や検討過程等の調査を行うとともに、県内のLGBT等当事者団体関係者からの聞き取り調査等を実施しました。

人権啓発活動推進事業（人権施策推進課）

県民に性の多様性に関する人権問題について正しく理解し、認識を深めていただくため、県ホームページ「じんけん通信」に啓発記事を掲載しました。

- 「じんけん通信」令和5年（2023年）11月号
「特集 『性の多様性』の今」



《今後の方向性》

「第二次滋賀県再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした高齢者・障害のある人の立ち直りを助けて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」の取組の充実を図ります。

また、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しては、社会的な関心が急速に高まっている一方、「アウティング」の問題に表されるように、職場や学校等、社会生活の様々な場での理解や配慮が未だ十分ではない状況があると考えられます。

そのため、性は多様であることを正しく理解し、誰もが自身の性のあり方を尊重

され、自分らしく生きることができるとともに、LGBT等の当事者からパートナー関係であることの宣誓を受け付け、受領証を交付する「パートナーシップ宣誓制度」を令和6年度中に導入し、当事者の生活上の困り事や生きづらさの解消等を図ります。

2 さまざまな人権課題

このほかの対象者が特定されない人権課題についても、正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等の取組を進めています。

- ① 個人情報の保護
- ② インターネットによる人権侵害
- ③ ハイトスピーチ
- ④ 災害発生時の人権問題

《現状と課題》

高度情報化の進展の中で、スマートフォン等の普及により情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する一方、情報発信の匿名性を悪用した他人への誹謗中傷や、個人や集団にとって有害な情報の掲載など、インターネット上の人権侵害は大きな問題となっています。

令和2年度（2020年度）にはSNS上での誹謗中傷が大きな社会問題となったため、総務省の研究会での検討を経て、令和3年（2021年）4月に誹謗中傷の加害者情報の特定の迅速化等を目的とした関連法令（プロバイダ責任制限法）の改正が行われました（施行日：令和4年（2022年）10月1日）。また、加害者への罰則強化に関しても、令和4年（2022年）6月に刑法が改正され、侮辱罪の厳罰化が行われました。

こうした状況を踏まえ、インターネットを利用する際のルールやマナーを守り、個人のプライバシーや名誉を尊重し正しく利用できるよう、教育や啓発を推進することが求められています。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるハイトスピーチが社会的関心を集めています。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、新たな差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

平成28年（2016年）6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ハイトスピーチ解消法）が施行されており、ハイトスピーチの解消に向けた取組の推進が図られています。

災害発生時の人権問題に関しては、高齢者・障害者・医療等を必要とする在宅療養者、外国人・乳幼児・妊産婦等の要配慮者への対応が特に課題であり、そうした人々には情報伝達、介護支援等の細やかな配慮が必要です。このため、市町と連携し、避難行動支援者名簿の整備や個別避難計画の策定、福祉避難所の指定等の取組を進めるとともに、社会福祉法人や外国人住民支援団体等、日頃から要配慮者の支援に

関わる事業者や団体と災害時応援協定を締結し、支援体制の構築を図っています。

【令和5年度（2023年度）実施状況（抜粋）】

インターネット人権啓発事業（人権施策推進課）

インターネット上における差別書き込み等の現状や問題点を把握するとともに、差別書き込み等の防止に向けた対応策などについて理解を深めるため、行政や関係団体の職員を対象に研修会を開催しました。また、インターネットを利用する上でのルールとマナーについて、若年層の正しい理解を促進するため、リーフレットを配布しました。

○啓発事業

- ・インターネット啓発事業 研修会の開催 参加者73名
- ・リーフレットの作成
「ジケンダーと3つの約束～スマホとの付き合い方～」
県内の新中学1年生 117校 9,680部配布
(希望する学校には電子データで配布)
- ・スマートフォン向け人権啓発広告（スマホアプリYahoo!Japan、
スマホ版Yahoo!Japanタイムライン等）【再掲】
- ・同和問題啓発強調月間 9月15日～24日
- ・人権週間 12月1日～10日
- ・人権啓発インターネット動画広告【再掲】
- ・人権週間 YouTube、X（旧Twitter）11月17日～1月15日
Facebook、Instagram、TikTok 11月24日～1月22日



災害時要配慮者支援体制整備事業（健康福祉政策課）

災害時において、高齢者・障害者等避難支援が必要な方に対し、迅速かつ的確な対応が行えるよう、市町の取組を促進するとともに、大規模災害時における広域的な避難体制の整備を推進することにより、災害対策の強化を図りました。

- 滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWA T）チーム員養成研修
1回開催 参加者30名
- しがDWA Tフォローアップ研修 2回開催 参加者合計78名
- しがDWA Tリーダー研修 参加者20名
- えにしの日 能登半島地震派遣報告会 参加者140名

《今後の方向性》

インターネット上の誹謗中傷・差別書き込み等の人権侵害行為は依然としてなくなっておらず、その防止のためには、インターネットを利用する際のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識の普及に粘り強く取り組んでいく

ことが必要であると考えられることから、より伝わりやすい教育・啓発の取組を推進します。

ヘイトスピーチについては、様々な国際情勢の影響による増加が懸念されますが、昨今は特にインターネット上において、障害のある人や被差別部落出身者、LGBT等の当事者など、民族・国籍以外の様々な属性を有する人々を対象としたヘイトスピーチも増加していると考えられることから、引き続き法務省や関係機関・団体等と連携し、効果的な啓発の実施に取り組みます。

災害発生時の人権問題に関しては、自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動支援者に迅速・的確に対応するための体制の整備等を図るとともに、避難所における要配慮者への合理的配慮の提供を推進します。また、令和6年（2024年）1月に発生した能登半島地震では、SNS上において、災害に便乗した偽情報の流布や、悪質なデマの拡散等が見られたことから、前述のインターネット上の人権侵害の問題とあわせて、こうした行為の防止を図るための教育・啓発の取組を推進します。